

計画作成年度	令和4年度
計画主体	つくば市

第3次つくば市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 経済部鳥獣対策・森林保全室
所在地 つくば市研究学園一丁目1番地1
電話番号 029-883-1111
FAX番号 029-868-7622
メールアドレス eco025@city.tsukuba.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	つくば市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	被害面積
	野菜	689a
	イモ類	被害金額
		10,278 千円

※・被害地区調査により被害品目、面積を集計

・茨城県農作物被害額算出基準により算出

・カラス、ハクビシン、アライグマについては、算定が困難であり被害報告件数は多いが1農家当たりの被害量が僅少で被害額の算定が難しい。

(2) 被害の傾向

<p>・イノシシは、筑波山や宝篋山などに生息しており、農作物被害は春から秋にかけて発生している。そのため、農家の生産意欲の低下などが原因で耕作放棄地が増えている。また、民家近くに出没し、家庭菜園や庭先の石積を崩されるなどの生活被害も発生している。</p> <p>・カラスは、生息数の増加等により、年間を通して、市内全域で果樹や野菜等の農産物被害、また畜産農家では飼料の食害や糞による畜舎内の汚れ等の被害が発生している。</p> <p>・ハクビシン及びアライグマは、果樹、野菜、穀物など農作物被害が多く、生活環境被害や生態系被害も発生している。ただし、被害状況から想定する獣種の区別はつきにくい。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	689a	482a
被害金額	10,278 千円	7,194 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシについては、市内の猟友会の協力を得てわなによる捕獲を実施。 ・カラスについては、奨励金の交付による捕獲の推進を実施。 ・ハクビシンについては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、捕獲の許可をしている。 ・アライグマについては、茨城県アライグマ防除実施方針に基づき、わなによる捕獲を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、カラス、ハクビシンについては、狩猟免許所持者の高齢化に伴い、捕獲体制の確保が困難である。 ・アライグマについては、わなの管理や捕獲、処分場への運搬の負担が大きい。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシに対する防護柵設置を対象に補助金を交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家ごとに個別に防護柵を設置するよりも、農業者間の連携による大規模な防護柵の設置が望ましいが、地形等の条件により実施が制限されている。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人里とイノシシの生息域に緩衝帯を設けることを目的に、イノシシ生息地での草刈りを対象に補助金を交付している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯を広域に展開する必要があるため、補助金制度の周知を図る必要がある。

(5) 今後の取組方針

<ol style="list-style-type: none"> ① 鳥獣被害防止対策に対して、関係機関が連携して強化を図る。 ② 効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。 ③ 狩猟免許取得の推進を図る。 ④ 近隣市町村との連携や情報共有を図る。 ⑤ 地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの啓発を行う。 ⑥ イノシシ、ハクビシン、アライグマについては、補助事業を活用して防護柵等の設置などの対策を推進する。 ⑦ カラスについては、猟友会と連携して被害の軽減を図る。 ⑧ アライグマについては、茨城県アライグマ防除実施方針に基づき対処する。 ⑨ ICT機器の導入による捕獲の効率化について検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・イノシシについては、茨城県猟友会に対象鳥獣の捕獲を委託するほか、捕獲報奨金制度等により捕獲の推進を行う。

・カラスについては、茨城県猟友会の協力のもと、捕獲奨励金制度により捕獲の推進を行う。

・ハクビシンについては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、捕獲の許可を行う。

・アライグマについては、茨城県アライグマ防除実施方針に基づき捕獲の推進を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ カラス ハクビシン アライグマ	狩猟免許の取得費用に対し補助金の交付を行い、鳥獣捕獲の担い手確保を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
(1) イノシシ 令和元年から令和3年の捕獲実績の平均を捕獲計画数に設定する。 ※過去の捕獲実績 令和元年度 398 頭 令和2年度 506 頭 令和3年度 193 頭 平均捕獲頭数 (R1～R3) : 約 366 頭
(2) カラス 令和元年から令和3年の捕獲実績の平均を捕獲計画数に設定する。 ※過去の捕獲実績 令和元年度 306 羽 令和2年度 322 羽 令和3年度 440 羽 平均捕獲羽数 (R1～R3) : 356 羽
(3) ハクビシン 捕獲実績が僅少であり生息状況が不明であるため捕獲計画頭数を設定しない。
(4) アライグマ 茨城県アライグマ防除実施方針に基づき、最終的に本市における野外からの完全排除を目標としている。年々増加傾向にあるため、令和元年から令和3年の捕獲実績の平均は 176 頭であるが、過去2年の捕獲頭数が 200

頭を超えているため、捕獲計画頭数を 300 頭に設定する。
 ※過去の捕獲実績
 令和元年度 79 頭 令和 2 年度 243 頭 令和 3 年度 206 頭
 平均捕獲頭数 (R1~R3) : 176 頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	370 頭	370 頭	370 頭
カラス	350 羽	350 羽	350 羽
ハクビシン	-	-	-
アライグマ	300 頭	300 頭	300 頭

捕獲等の取組内容

下記の鳥獣については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、捕獲の許可を行う。

(1) イノシシ
 「茨城県イノシシ管理計画」に基づき実施する。
 捕獲者 狩猟免許所持者
 捕獲方法 狩猟免許所持者によるわなによる捕獲
 捕獲時期 4 月～5 月、8 月～10 月、2 月～3 月
 捕獲場所 旧筑波町全域

(2) カラス
 捕獲者 狩猟免許所持者
 捕獲方法 銃器による捕獲
 捕獲時期 11 月～2 月
 捕獲場所 鳥獣保護区域や市街地等を除く市内全域

(3) ハクビシン
 捕獲者 狩猟免許所持者
 捕獲方法 わなによる捕獲
 捕獲時期 通年
 捕獲場所 市内全域

(4) アライグマ
 「茨城県アライグマ防除実施方針」に基づき実施する。
 捕獲者 捕獲を希望する者
 捕獲方法 わなによる捕獲
 捕獲時期 通年
 捕獲場所 市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
必要性なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	権限移譲済（イノシシ、カラス、ハクビシン、アライグマ）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和5年度～令和7年度
イノシシ ハクビシン アライグマ	農家等の被害状況を勘案しつつ、継続して整備を実施する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和5年度～令和7年度
イノシシ ハクビシン アライグマ	被害の発生する集落において、被害防止のための学習会などを開催し、周辺住民間の連携等を図りながら、捕獲や駆除以外の被害防止施策について一層の推進を図る。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

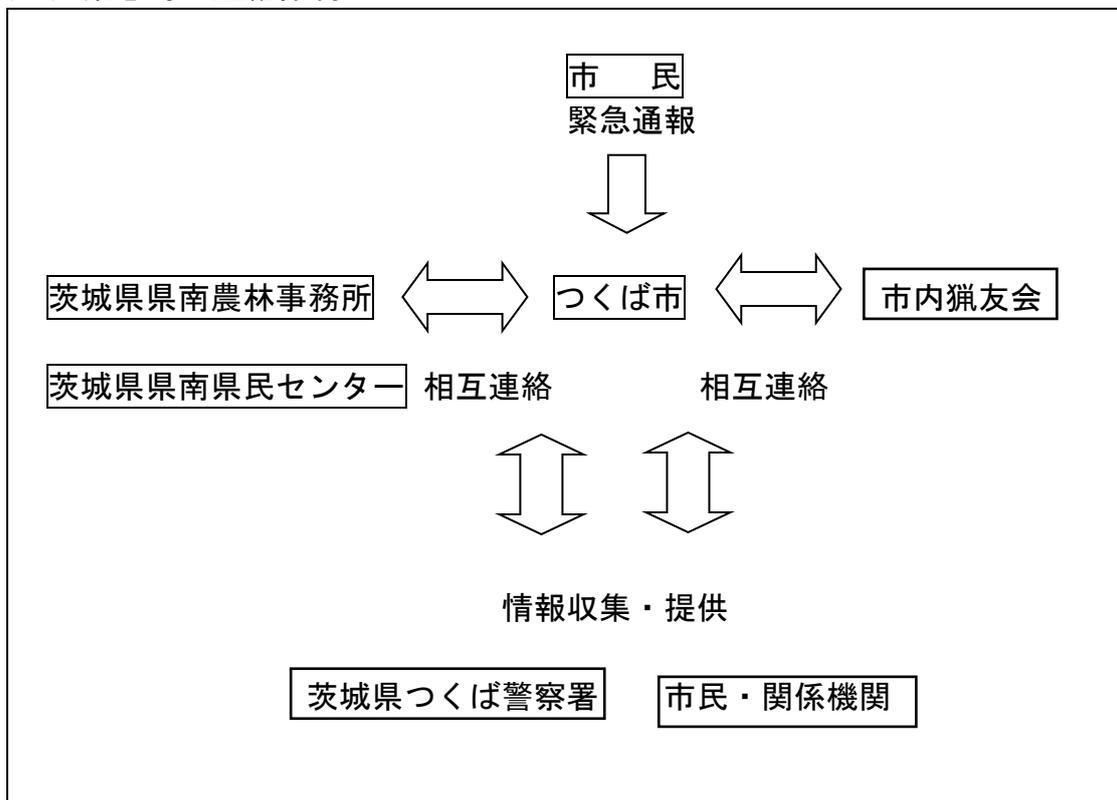
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ	緩衝帯の設置を目的とする草刈りの経費に対し補助金の交付を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
つくば市	市民へ周知するとともに、県及び警察署、猟友会と連携した対応を図る。
茨城県県南農林事務所	市と連携した対応や本庁への連絡報告
茨城県県南県民センター	市と連携した対応や本庁への連絡報告
茨城県猟友会筑波支部 茨城県猟友会桜支部 茨城県猟友会谷田部支部 茨城県猟友会龍ヶ崎支部 茨城県猟友会龍ヶ崎分会	市と連携し対応を図る。
茨城県つくば警察署	市民の安全確保を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則持ち帰り、関係法令に従い適切に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は埋設処理をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	他市町村の事例等を参考にし、検討する。
ペットフード	他市町村の事例等を参考にし、検討する。
皮革	他市町村の事例等を参考にし、検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	他市町村の事例等を参考にし、検討する。

(2) 処理加工施設の取組

他市町村の事例等について情報収集を行い、年間処理計画頭数、運営体制や食品等としての安全性の確保について考慮し、検討する。
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

他市町村の事例等を参考にし、検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	つくば市鳥獣被害防止対策協議会
関係機関の名称	役割
つくば市	事務局担当、連絡調整
つくば市農業協同組合	連絡調整
つくば市谷田部農業協同組合	連絡調整
茨城県県南農林事務所	防除技術指導、被害調査の連携
茨城県県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター	防除技術指導、被害調査の連携
茨城県県南県民センター環境・保安課	捕獲許可及び捕獲実施体制の助言
いばらき広域農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供
茨城県鳥獣保護管理員	情報提供
茨城県猟友会筑波支部、谷田部支部、桜支部、龍ヶ崎支部	有害鳥獣捕獲の実施(銃・わな)

茎崎分会	
茨城県つくば警察署	市民の安全確保
被害地区会代表	情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城森林管理署	有害鳥獣捕獲実施の際の入林協議
茨城県つくば警察署	有害鳥獣捕獲実施の際の事前通知

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害の増大・広域化等の状況を踏まえ、鳥獣被害対策実施隊の編成に備えるものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者だけでなく、地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい、協力を求め、被害防止の啓発及び学習会活動を実施し、地域一体での取り組みを促進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害状況や効果的な被害防止方法等の情報交換など、隣接市との連携を促進する。